

監査公表第 4 号

監査結果に基づく措置について

令和 5 年 5 月 23 日付監査報告第 2 号の監査結果報告に基づき、大牟田市教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 5 年 7 月 20 日

大牟田市監査委員	中 原 修 作
同	塩 塚 敏 郎

教 学 第 5 1 3 号

令和 5 年 7 月 6 日

大牟田市監査委員 中 原 修 作 殿
同 塩 塚 敏 郎 殿

大牟田市教育委員会教育長 谷本 理佐
(教育委員会)

定期監査の結果に基づく措置について

令和 5 年 5 月 2 3 日付、監査報告第 2 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

一般会計

(教育委員会)

1 災害共済給付負担金 (学務課)

保護者負担金において、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則では、要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者については、共済掛金（保護者負担金）を徴収しないことができると規定している。

しかしながら、特別支援学校の小・中学生は、教育委員会が認める者としての根拠等もなく、すべての保護者負担金が免除されている。

現在、このように根拠のない免除を行っている状況にあることから、法令等に基づく適切な徴収事務となるよう是正されたい。

【措置の状況】

一般会計

(教育委員会)

1 災害共済給付負担金 (学務課)

特別支援学校の小・中学生に係る災害共済給付負担金については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則」に規定する「要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者」を明確にし、対象となる保護者のみを免除することといたしました。

今後は、特別支援学校並びに保護者に対し、変更内容について周知するとともに、規定に基づく適切な運用に努めて参ります。